



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○事業の認定（用地課）	1
<b>公 告</b>	
○知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件（道路街路課）	2
○特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育DX推進課）	3
<b>病院事業局事項</b>	
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告	3

## 告 示

### 沖縄県告示第180号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和 8 年 4 月 17 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 (仮称) 真栄原交流拠点施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県宜野湾市真栄原二丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
 

(仮称) 真栄原交流拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、都市計画公園・緑地域に建設される交流拠点施設の本館（宜野湾市社会福祉センター、宜野湾市保健相談センター等）を補完する施設として、起業地内に宜野湾市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の相談室、ボランティアサロン等を備えた交流拠点施設の別館を整備する事業であり、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
 

本件事業の起業者である宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

宜野湾市は、普天間飛行場による騒音、地域分断等の課題を抱えており、基地負担の軽減と均衡ある発展を図るため、まちづくり事業を実施している。

本件事業は、宜野湾市都市計画マスタープラン（令和3年12月改定）（以下「マスタープラン」という。）において目指している生活の利便性の向上と交流機能の拡充を図るため、本件事業に係る起業地に市社協の相談室、ボランティアサロン等を備えた交流拠点施設の別館を整備する事業である。

本件事業の施行により、老朽化する市社協の施設のバリアフリー化、耐震性の向上等が見込まれるとともに、隣接して整備される交流拠点施設の本館（宜野湾市社会福祉センター、宜野湾市保健相談センター等）と連携することで、利用者の利便性が向上し、地域福祉の一体的な推進が期待できる。

また、起業地が存する真栄原地区は、地区内に公共施設がなく、災害時の避難施設が整備されていない状況にあるが、交流拠点施設の整備後は、同地区の避難施設として活用することが予定されている。

宜野湾市と市社協は、災害ボランティアセンターの設置協定を結んでおり、本件事業の施行により災害時の要配慮者の支援にも寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する動植物は確認されていない。

また、本件事業に係る起業地に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれないが、起業者は文化財等が確認された場合には関係行政機関との協議を行い、適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定にあたっては、交流拠点施設の本館との連携、市民の利便性及び事業の経済性から最も合理的な案を採用している。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、マスタープランや第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画に基づいた事業である。

現行の市社協の施設は、老朽化、駐車場不足等により利便性が低下しており、新たな交流拠点施設の整備が求められている。また、真栄原地区における災害発生時の避難所整備の点からも、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、その全てが本件事業の用に相当長期に渡って継続的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市企画部プロジェクト推進室

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・2・4号那覇内環状線

- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年2月15日から令和13年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・3号市場通り線、3・4・平2号東環状線及び3・4・平5号荷川取線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成23年3月22日から令和11年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年4月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 Microsoft 365 Education A3ライセンスの賃貸借（設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育DX推進課 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 屋比久友秀 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 49,151,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年2月10日

## 病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年4月17日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,781,000リットル（予定）

- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から同年9月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
    - ア 令和8年2月6日付け沖縄県公報定期第5385号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ (<https://byoinjigyokyoku.pref.okinawa.jp/>) から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 この公告の日から令和8年5月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局経営課 〒900-0029 那覇市旭町116番地37
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和8年5月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和8年6月12日(金曜日)午後2時
  - (2) 場所 沖縄県南部合同庁舎5階第4会議室 〒900-0029 那覇市旭町116番地37
- 6 入札保証金 見積る契約金額(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の5以上の金額を5(1)までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があつた入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年5月29日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県病院事業局経営課
- (2) 所在地 〒900-0029 那覇市旭町116番地37

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。  
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年6月10日(水曜日)午後5時まで  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB  
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For July, August and September
- (2) PERIOD OF CONTRACT  
July 1, 2026 to September 30, 2026
- (3) DATE FOR BID  
June 12, 2026 2:00 p.m.
- (4) CONTACT  
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government  
Phone : 098-866-2636

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
---	---